

安心して海外旅行をお楽しみいただくための

海外旅行傷害保険ガイド

プレミアムカード会員の皆様には、海外旅行傷害保険が自動的に付保されています。
海外での病気やケガはもちろん、カメラ等の盗難時にも万全です。



【海外旅行傷害保険引受会社】

三井住友海上火災保険株式会社

海外旅行傷害保険のあらまし

補償内容と保険金額

会員資格期間中、次の内容の海外旅行傷害保険が自動的に付保されています。

補償内容	保険金額
(傷害)死亡・後遺障害	5,000万円
傷害治療費用	200万円
疾病治療費用	200万円
賠償責任	2,000万円
携行品損害	100万円 <small>(各品別最大 3,000円)</small>
救護者費用	200万円

ご注意

- 上記保険はカード資格取引日の翌日から適用され、補償期間はカード会員資格期間中に開始された旅行期間中です。旅行期間とは、会員資格が有効な期間中に開始された旅行期間(海外旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの間で、かつ日本出国前日の午前0時から日本入国日翌日の午後12時(24時)までの間)中とします。ただし日本出国日から3か月後の午後12時までを限度とします。
- この保険と同様の保険が付保されているクレジットカードを複数枚お持ちの場合には、死亡保険金については、それぞれのカードに付保されている死亡・後遺障害保険金額のうち最も高い額(以下「最高支払上限額」といいます。)、後遺障害保険金については、最高支払上限額に後遺障害の程度に応じた割合を乗じた額を限度として、保険金が支払われます。なお、この規定は「法人カード」と「法人カード以外のカード」の別によりそれぞれ適用されます。
- 会員とは、保険約款に定める被保険者をいいます。
- 以下にご説明いたします海外旅行傷害保険の内容はあくまであり、実際の保険金お支払いの可否は、海外旅行傷害保険普通保険約款およびクレジットカード用海外旅行傷害保険特約条項に基づきます。普通保険約款及び特約条項の送付をご希望される方は楽天プレミアムカード保険デスクまでご連絡下さい。

(傷害)死亡後遺障害、障害治療費用

1 保険金をお支払いする場合

①(傷害)死亡後遺障害

海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の日を含め180日以内に死亡した場合	5,000万円
海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の日を含め180日以内に身体に後遺障害が残った場合	その後遺障害の程度に応じて 150~5,000万円
例	
両眼を失ったとき	5,000万円
両耳の聴力を全く失ったとき	4,000万円
片腕または片脚を失ったとき	3,000万円

②傷害治療費用

海外旅行中に事故によるケガのため、医師の治療を受けられた場合に1回の事故につき、次の費用のうち現実に支出した金額を200万円を限度としてお支払いします。ただし、事故の日から180日以内に治療のため支出した費用で、保険会社が妥当と認めた金額に限られます。お支払いの対象となる費用については、右記をご覧ください。

2 保険金をお支払いできない主な場合

- 会員あるいは保険金を受け取るべき者の故意
- 闘争や自殺・犯罪行為
- 妊娠、出産、早産、流産
- 無資格運転、酒酔運転
- 頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの
- 戦争・暴動その他の変乱
- 危険な運動(山岳登山、ハングライダー・搭乗等)中の事故
- など

疾病治療費用

1 保険金をお支払いする場合

①海外旅行中または旅行期間終了後48時間以内に発病※し、かつ海外旅行中または旅行期間終了後48時間以内に医師の治療を受けられた場合、②海外旅行中に感染した特定の伝染病(コレラ、ペスト、天然痘など)により、旅行期間終了後その日を含めて14日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合、1疾病(合併症および続発症を含みます)につき、次の費用のうち現実に支出した金額を200万円を限度としてお支払いします。但し、初診の日から180日以内に治療のため支出した費用で、保険会社が妥当と認めた金額に限られます。

※その原因が旅行期間開始前または旅行期間終了後に発生したものは除きます。

お支払いの対象となる費用とは次のとおりです。

● 会員が治療のため現実に支出した費用

- 医師の診察費、処置費および手術費。
- 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料。
- 義手および義足の修理費(傷害治療費用保険金の場合のみ。)
- X線検査費、諸検査費および手術室費。
- 職業看護婦(日本国外において医師が付添を必要と認めた場合の付添者を含みます。)
- 入院または診療所へ入院(医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することを行います。)
- 入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないことなどやむを得ない事情により、ホテル等の宿泊施設(居住施設を除きます。)
- 入院による治療を要する場合において、医師の指示によりホテルで静養する時を含みます。)
- 入院による治療は要しない場合において、医師の治療を受け、医師の指示によりホテルで静養するときのホテル客室料。ただし、会員が払い戻しを受けた金額または会員が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。
- 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費用。
- 入院または通院(医師による治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、医師の治療を受けること(往診を含みます。))のための交通費。
- 入院中の病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことから、他の病院または診療所へ移転するための移転費(治療のための医師または職業看護婦が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。)
- 日本国内(会員が日本国外に居住している場合には、その居住地)の病院または診療所へ移転した場合には、会員が払い戻しを受けた帰国のための運賃または会員が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。
- 治療のために必要な通訳雇入れ費。

● 会員の入院により必要となった次に挙げる費用のうち会員が現実に支出した金額。ただし1事故(1疾病)につき20万円を限度とします。

- 国際電話料等通信費。
- 入院に必要な身の回り品購入費(5万円を限度とします。)

● 会員が治療のため入院し、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、会員が現実に支出した次に挙げる費用。ただし、会員が払い戻しを受けた金額または会員が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。

- 当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費。
- 直接帰国するための交通費および宿泊費。

2 保険金をお支払いできない主な場合

- 会員あるいは保険金を受け取るべき者の故意
- 妊娠、出産、早産、流産
- 歯科疾病
- 山岳登山中の高山病
- 戦争・暴動その他の変乱
- など

賠償責任

1 保険金をお支払いする場合

海外旅行中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合、1回の事故につき2,000万円を限度として、損害賠償金などをお支払いします。(人格権侵害、自動車事故等は除かれます。)

ご注意

- 賠償額の決定には、保険会社の承認が必要になりますので、決定される前にお申し出ください。
- 次に挙げる損害についてはお支払いの対象となります。
- ホテル等の宿泊施設の客室(客室内の動産、客室外のセイフティボックスのキー、ルームキーを含みます。)
- 住居等の居住施設内の部屋(部屋内の動産を含みます。)
- 賃貸業者から会員が直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害。

2 保険金をお支払いできない主な場合

- 会員の故意
- 航空機、船舶(注1)、車両(注2)、銃器の所有、使用または管理に起因する事故
- 職務遂行に直接起因する賠償責任
- 親族に対する賠償責任
- 戦争・暴動その他の変乱
- など

(注1)原動力がもたらば人力であるもの、ヨットおよび水上オートバイを除きます。

(注2)原動力がもたらば人力であるもの、ゴルフ場の乗用カートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。

携行品損害

1 保険金をお支払いする場合

海外旅行中に携行品（カメラ、宝石、衣類など）が、盗難、破損、火災などの偶発の事故によって損害を受けた場合、携行品1つ（1点または1対）あたり10万円を限度として時価または修繕費をお支払いします。（ただし、乗車券等の損害額が5万円を超えるときは、5万円限度。）尚、同一の旅行期間についての限度額は100万円、会員資格期間中の総限度額は100万円とします

ご注意

- 携行品とは、会員が所有かつ携行する身の回りの品をいいますが、通貨・小切手・クレジットカード・コンタクトレンズ・各種書類等は含まれません。（海外に居住している場合、その居住施設内にあるものは除かれます。）
- 1回の事故について損害額のうち、3,000円（免責金額）はご自身で負担していただきます。
- パスポートの盗難等による損害の場合は、旅券の再取得費用、渡航書の取得費用を損害額とし、1回の事故につき5万円を限度とします。

2 保険金をお支払いできない主な場合

- 会員あるいは保険金を受け取るべき者の故意
- 戦争・暴動その他の変乱
- 差し押さえ、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
- 携行品の瑕疵または自然の消耗
- 携行品の置き忘れまたは紛失

救援者費用

1 保険金をお支払いする場合

海外旅行中に会員の方が、次のいずれかに該当する事由に遭遇し、捜索救助等が必要になった場合、会員またはその親族が支出した救援者費用をお支払いします。ただし、会員資格期間中通算200万円とします。

次の場合に保険金をお支払いします。

- ①傷害により、事故日からその日を含めて180日以内に死亡された場合
- ②病気により死亡された場合
- ③旅行行程中に発病した病気により、旅行期間終了後その日を含めて30日以内に死亡された場合
- ④旅行行程中に会員が自殺行為を行った日からその日を含めて180日以内に死亡された場合
- ⑤傷害または病気により7日以上継続入院された場合
- ⑥会員が搭乗している航空機・船舶が行方不明・遭難した場合
- ⑦事故により会員の生死が確認できない場合（無事の確認ができた後に発生した費用は対象になりません。）または会員の緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが、警察等の公的機関により、確認された場合

救援者費用とは次のものをいいます。

- ①捜索救助費用
 - ②現地までの航空運賃等交通費（救援者3名分まで）
 - ③現地（行程中を含む）でのホテル客室料（救援者3名かつ1名につき14日分まで）
 - ④現地からの移送費
 - ⑤現地での遺体処理費用（ただし100万円が限度）
 - ⑥救援者の渡航手続費、現地での交通費、国際電話料等通信費等の諸雑費（ただし、20万円が限度。前記傷害・疾病治療費用保険金中の入院諸雑費により支払われる費用は除く）
- 〈注〉現地とは事故発生地または会員の収容地をいいます。

2 保険金をお支払いできない主な場合

- 会員あるいは保険金を受け取るべき者の故意
- 闘争や自殺・犯罪行為
- 妊娠、出産、早産、流産（死亡された場合を除きます。）
- 無資格運転、酒酔運転
- 戦争・暴動その他の変乱

保険金受取人について

（傷害）死亡保険金については会員の法定相続人の方へ、救援者費用等保険金については会員または会員の親族のうち当該費用を負担された方へ、その他の保険金については会員へお支払いします。

保険金請求にあたり必要な書類

必要書類	保険金の種類		死亡	後遺障害	治療費用	疾病治療費用	賠償責任	対人	対物	携行品	救援者
	死	後遺障害									
1.保険金請求書及び事故状況報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2.楽天KCカード（コピー）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3.日本出国日を示すパスポート（コピー）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4.事故証明書（公の機関、やむをえないとき第三者のもの）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5.医師の診断書（日本の医師が発行したもの）（*1）			○	○	○						
6.治療費明細書および領収書				○	○						
7.示談書							○	○			
8.第三者の損害を証明する書類								○	○		
9.損害物の修理見積書									○	○	
10.損害証明書および写真										○	
11.購入時の価格・購入先を示す書類										○	
12.救援者費用の明細書および領収書											○
13.遭難発生および捜索活動証明書類											○
14.海外旅行行程中の死亡証明書											○
15.7日以上入院証明書											○
16.死亡診断書または死亡検案書		○									
17.戸籍謄本または除籍謄本		○									
18.他のクレジットカードに関する報告書		○	○								
19.その他必要と認められる書類		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

*1.診断書代金は保険金お支払いの対象とはなりません。治療費が5万円以下の場合には原則として診断書の取付けを省略できます。

海外での緊急事態の対応サポートサービス

海外旅行中の不慮の事故や病気に備え、下記のサービスをご用意しております。

- ①保険金請求手続き等にかかわる相談サービス
保険契約内容の照会や、保険金請求手続き等に係るご相談など24時間・年中無休・日本語で対応します。
 - ②クレジットカード、パスポート等の紛失や盗難時の手続きのご案内
 - ③医療機関の紹介
日本語の通じる病院が近くにある場合、ご紹介いたします。
 - ④緊急移送手配サービス（有料）
最寄の医療施設への移送サービスを行います。
 - ⑤専門医への紹介（有料）
医師の要請がある場合、専門医を現地に派遣します。
 - ⑥帰国手配サービス（有料）
医師の指示が有る場合、帰国の手配サービスを行います。また、必要な場合、帰国中の医療看護もを行います。
 - ⑦スペシャルサービス（有料）
万一の場合、遺体の送還を行います。
- ※④～⑦の有料サービスについては、海外旅行傷害保険の保険金をお支払できる場合、保険金を料金のお支払いに充当することが可能です。

海外旅行傷害保険の事故受付、お問い合わせ先 （年中無休・24時間・日本語対応）

●楽天プレミアムカード保険デスク（三井住友海上）

0120-711-818（フリーダイヤル）

海外からの事故受付・ご相談は
81（国コード）-18-888-9871（コレクトコール）

※ご連絡の際は、カードをお手元にご用意ください。

【コレクトコールのかけかた】

ホテルのフロントにコレクトコールをお申し出いただくか、オペレーター呼出番号（下表をご参照ください）をダイヤルして交換手にコレクトコールをお申し込みください。国によってはそのままつながる場合もありますが、一旦切って呼び出しを待つ場合もあります。一旦切って呼び出しを待つ場合、必ず①ご自身のお名前、②おかけになっている電話番号（ホテルであれば部屋番号も）を交換手にお伝えください。尚、ホテルの客室から電話をおかけになる場合、コレクトコールであってもホテル側でサービス料を請求する場合があります。

主要国オペレータ呼出番号			
アメリカ・ハワイ	0	中国（北京）	108-811
カナダ	0	中国（上海、広州）	108-2811
オーストラリア	0101	韓国	007
オーストラリア（公衆電話から）	0107	香港	010
イギリス	115	台湾	100
フランス	003381	シンガポール	104
スイス	114	インドネシア	104
イタリア	170	タイ	100
オランダ	060410	マレーシア	108
スペイン	005	フィリピン	108

●海外での緊急連絡先（年中無休・24時間・日本語対応）

（三井住友海上の緊急医療アシスタンスサービス）

①シカゴ

・北米からはフリーダイヤルで…………… **1-800-424-8193**

・北米以外から …………… **1（国コード）-312-935-3757**

②シンガポール

・シンガポール国内からは …………… **※6736-0833**

・シンガポール国外からは …… **65（国コード）-6736-0833**

③パリ

・フランス国内からは …………… **※01-55-92-12-95**

・フランス国外からは **33（国コード）-1-55-92-12-95**

※印の連絡先は、コレクトコールが利用できません。

その他の連絡先は、フリーダイヤルもしくはコレクトコールをご利用ください。
※三井住友海上の緊急医療アシスタンスサービスは、国際的なアシスタンス専門会社である「AXAアシスタンス社」「International SOS社」と提携して実施しております。

●カードの紛失・盗難のご連絡

楽天KCコンタクトセンター

・国内からは（フリーダイヤル）…………… **0120-71-5971**

・渡航先からは（コレクトコール） **81（国コード）-92-474-9195**